

各位

全4ページ
登録速報(2020-005)
2019年11月 6日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2019年11月 6日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第23551号

名称：ベンケイ1キロ粒剤

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項のうち以下を変更し、別紙のとおりとする。

①作物名「移植水稻」の「ベンゾピシクロンを含む農薬の総使用回数」を「2回以内」から「3回以内」に変更する。

適用雑草名「水田一年生雑草及びマツバ、ホトケ、ウリカ、ミズガヤツリ、ハオモダカ、ヒムソ、セリ、ホダカ、クダマ、コキヤウ、スイ」を「一年生雑草及び多年生広葉雑草」に変更する。

使用方法「湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布」を「湛水散布又は無人航空機による散布」に変更する。

②作物名「直播水稻」の「ベンゾピシクロンを含む農薬の総使用回数」を「2回以内」から「3回以内」に変更する。

適用雑草名「水田一年生雑草及びマツバ、ホトケ、ウリカ、ミズガヤツリ、ヒムソ、セリ」を「一年生雑草及びマツバ、ホトケ、ウリカ、ミズガヤツリ、ヒムソ、セリ」に変更する。

使用方法「湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布」を「湛水散布又は無人航空機による散布」に変更する。

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

①農薬登録申請書第8項のうち、9) ③を変更し、別紙のとおりとする。

【変更後】

9) 無人航空機で散布する際は以下に注意すること。

③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置の開度を調整する。

②農薬登録申請書第10項のうち2)を変更し、別紙のとおりとする。

【変更後】

2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

別紙

第7項

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	一年生雑草 及び 多年生広葉雑草	移植直後～ヒエ3葉期 但し、移植後30日まで	1kg/10a	1回	湛水散布又は 無人航空機による散布
		移植時			田植同時散布 機で施用
直播水稻	一年生雑草 及び マツハイ ホタルイ ウリカワ ミスガヤツリ ヒルムシロ セリ	稲1葉期～ヒエ3葉期 但し、収穫90日前まで	1kg/10a	1回	湛水散布又は 無人航空機による散布

ピリミスルファンを 含む農薬の総使用回数	フェニキサスルホンを 含む農薬の総使用回数	ベンゾピシロンを 含む農薬の総使用回数
2回以内	2回以内	3回以内

第8項

【変更後】

- 1) 本剤は雑草の発生前から生育初期に有効なので、ノビエの3葉期までに、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれが出るので、必ず適期に散布すること。ホタルイ、ミスガヤツリ、ウリカワは3葉期まで、ヘラオモダカは2葉期まで、オモダカ、クログワイ、コウキヤガラは発生始期まで、シズイは草丈3cmまで、ヒルムシロは発生期まで、セリは再生始期までが本剤の散布適期である。
- 2) オモダカ、クログワイ、コウキヤガラ、シズイは発生期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さないなので、必要に応じて有効な前処理剤または後処理剤との組み合わせで使用する。
- 3) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 4) 散布の際は、水の出入りを止めて湛水状態のまま田面に均一に散布し、散布後3～4日間は通常の湛水状態(水深3～5cm)を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。また、入水は静かにおこなうこと。
- 5) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①砂質土壌の水田および漏水田(減水深が2cm/日以上)
 - ②軟弱苗を移植した水田
 - ③極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田

- ④植穴の戻りの悪い水田
- 6) 直播水稻に使用する場合、以下の点に注意すること。
- ①発芽直後の稲に対して薬害を生じるおそれがあるので、適切な覆土をおこない、稲の1葉期以降に散布すること。
 - ②稲の根が露出した条件では薬害を生じるおそれがあるので使用をさけること。
 - ③除草効果の低下と生育抑制の薬害が発生するおそれがあるので、入水後水持ちの安定した後に散布すること。
- 7) 梅雨時期等、散布後に多量の降雨が予想される場合は、除草効果が低下するおそれがあるので使用をさけること。
- 8) 散布後の数日間に著しい高温が続く場合、初期生育が抑制されることがあるが、一過性のもので次第に回復し、その後の生育に対する影響は認められていない。
- 9) **無人航空機**で散布する際は以下に注意すること。
- ①散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
 - ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。
 - ③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置の**開度**を調整する。
 - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から5m以上離して圃場内に散布する。
 - ⑤水源池、飲料用水などに薬剤が飛散、流入しないように十分注意する。
- 10) 本剤を散布した水田の田面水を他の作物の灌水に使用しないこと。
- 11) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分に注意すること。
- 12) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

第10項

【変更後】

- 1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 2) **無人航空機**による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。
- 3) 散布後は水管理に注意すること。
- 4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上